

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則 (介護・地域福祉課)	221
告 示	
○京都府女性活躍応援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (男女共同参画課)	227
○平成31年度から平成34年度までにおける京都府立洛南病院宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (医療課)	228
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	230
○京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農産課)	231
○家畜伝染病予防事業の実施 (畜産課)	〃
○京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (林務課)	233

公 告	
○一般競争入札の実施 (医療課)	234
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	237
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	239
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃
公 営 企 業	
○京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程	〃
教 育 委 員 会	
○京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則	〃

## 規 則

介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第9号

介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例(平成30年京都府条例第37号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分のいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を

有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等であるものを入所させるためのものをいう。

- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

(従業者の員数等)

第2条 介護医療院には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法(当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者(以下「I型入所者」という。)の数を150で除して得た数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者(以下「II型入所者」という。)の数を300で除して得た数を加えた数以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除して得た数に、II型入所者の数を6で除して得た数を加えた数以上
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (4) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

- (5) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- (6) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。)の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項第1号から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除して得た数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数  
(施設の基準)
- 第3条 介護医療院は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たす施設を有しなければならない。
- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。  
(条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件等)
- 第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てる施設(以下「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なること。
- 3 条例第6条第3項の構造設備の仕様等の基準は、次のとおりとする。
- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年

政令第338号) 第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。
- (4) 診療の用に供する放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
  - ア 幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。
  - イ 手すりを設けること。
  - ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(電磁的方法)

第5条 介護医療院は、条例第7条第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場

合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(条例第14条第3項及び第4項ただし書の規則で定める費用)

第6条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）第14条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (5) 理美容代

- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第7条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該介護医療院における身体的拘束等の適正化の

ための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(モニタリング等)

第8条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握(第2号において「モニタリング」という。)は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第9条 条例第18条の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を充分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

(6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(条例第25条の規則で定める要件)

第10条 条例第25条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(条例第28条の規則で定める業務)

第11条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(5) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程に定める事項)

第12条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員(I型療養床に係る入所定員の数及びII型療養床に係る入所定員の数並びにその合計数をいう。)

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(感染症等の防止措置)

第13条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

2 条例第33条第3項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 基準省令第5条第2項第2号口及び第45条第2項第2号口に規定する検体検査の業務

- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づき高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（事故の発生等の防止措置）

第14条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（条例第42条第2項の規則で定める記録）

第15条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（条例第43条第1項の規則で定める従業者）

第16条 条例第43条第1項の規則で定める従業者は、副施設長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該施設の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものとする。

（ユニット型介護医療院の施設等の基準）

第17条 ユニット型介護医療院は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準の施設を設けなければならない。

- (1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。
- ア 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ウ 専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものであること。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第46条第3項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第55条において準用する条例第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第55条において準用する条例第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第46条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施する

こと、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

4 条例第46条第5項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講じることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

- (6) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（条例第47条第3項の規則で定める費用）

第18条 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基

準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第47条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第19条 条例第48条第8項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該ユニット型介護医療院における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該ユニット型介護医療院における身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 当該ユニット型介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（条例第52条の規則で定める重要事項に関する規程）

第20条 条例第52条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数及びⅡ型療養床に係る入居定員の数並びにその合計数をいう。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たつての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要事項

（職員配置）

第21条 条例第53条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務

に従事する職員として配置すること。

- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第22条 第5条、第8条から第11条まで及び第13条から第16条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において第5条第1項及び第2項中「第7条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第2項」と、同条第1項中「同条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第1項」と、第8条第1項中「第17条第9項」とあるのは「第55条において準用する条例第17条第9項」と、同条第2項中「第17条第11項」とあるのは「第55条において準用する条例第17条第11項」と、第9条中「第18条の」とあるのは「第55条において準用する条例第18条の」と、第10条中「第25条」とあるのは「第55条において準用する条例第25条」と、第11条中「第28条」とあるのは「第55条において準用する条例第28条」と、同条第4号及び第15条第6号中「第38条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第38条第2項」と、第11条第5号及び第15条第7号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第40条第3項」と、第13条第1項中「第33条第2項」とあるのは「第55条で準用する条例第33条第2項」と、同条第2項中「第33条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第33条第3項」と、第14条中「第40条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第40条第1項」と、第15条中「第42条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第42条第2項」と、同条第2号中「第12条第4項」とあるのは「第55条において準用する条例第12条第4項」と、同条第3号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第13条第2項」と、同条第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同条第5号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する条例第25条」と、第16条中「第43条第1項」とあるのは「第55条において準用する第43条第1項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第4条第3項及び第17条第4項の規定の適用については、第4条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上

の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第4条第3項第6号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。
- 4 介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第4条第3項及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第4条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第4条第3項第6号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。

## 告 示

### 京都府告示第114号

京都府女性活躍応援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府女性活躍応援事業補助金交付要綱の一部を  
改正する告示

京都府女性活躍応援事業補助金交付要綱（平成27年京  
都府告示第373号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、次の各号に掲げる補助対象事業の  
区分に応じ」を削り、「当該各号に定める割合」を「3  
分の2」に改め、各号を削り、同条第3項中「次の各号  
に掲げる補助対象事業の区分に応じた額」を「30万円」  
に改め、各号を削る。

附 則

この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。



京都府告示第115号

平成31年度から平成34年度までにおける京都府立洛南  
病院宿日直業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入  
札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」  
という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）  
の申請期間、方法等を次のとおり定めた。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 委託業務の種類

京都府立洛南病院宿日直業務（日曜日、土曜日、祝  
日等及び夜間における病院施設内管理、窓口受付・案  
内、医事、電話交換等に関する業務）

2 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条  
の4の規定に該当する者

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)  
から(2)までのいずれにも該当しない者で、4に掲げる  
資格審査の項目について審査を受け、合格と判定され  
たものとする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日（平成31年 3月 1日をいう。以下同  
じ。）において、当該営業年度及び直前の営業年度  
を含む2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 京都府内に本社又は営業所等の設置をしていない  
者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2  
条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）  
のほか、次のいずれかに該当する者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴  
力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を  
代表する者で役員以外のものが暴力団員である者  
又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る  
目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力  
団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、  
又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力  
団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき  
関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこ  
れを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受  
けて入札に参加しようとする者

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又  
は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に  
属する者

(6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定  
する認定を受けていない者

(7) 警備業法第22条に規定する警備員指導教育責任者  
を選任していない者

(8) 病床数が100床以上の病院において、1に定める  
業務内容がほぼ同じである業務受託契約を締結し、  
平成29年 3月 1日以降において12箇月（平成30年 3  
月 1日からの契約の場合は、11箇月）以上継続して  
履行した実績を有しない者

(9) 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修  
得及び患者接遇のための研修システムを整備してい  
ない者

(10) プライバシーマークの登録又はISO27001の登  
録がない者

(11) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」  
という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記  
載した者

(12) 5の(1)で定める申請書の提出期間の最終日から入  
札日までの期間において、京都府の指名競争入札に  
ついて指名停止とされている者

4 資格審査の項目

(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本  
金額及び流動比率

(2) 審査基準日の従業員数

(3) 審査基準日までの営業年数

(4) 審査基準日の当該営業年度及び直前の営業年度を  
含む2営業年度における営業実績

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、  
参加資格の有無について認定を受けなければならない。  
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を  
求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間  
平成31年 3月19日（火）から平成31年 4月 5日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所  
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷 2  
京都府立洛南病院事務部会計課  
電話番号（0774）32-5900

ウ 交付方法  
交付期間中の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間  
平成31年 3月25日（月）から平成31年 4月 5日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所  
(1)のイに同じ。

ウ 提出方法  
提出期間中の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書

イ 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第 1項に規定する商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の 2 営業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前 2 営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 警備業法第 4 条に規定する認定書の写し

ク 警備業法第22条に規定する警備員指導教育責任者に係る資格者証の写し

ケ 取引証明書又は契約書の写し

コ 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修得及び患者接遇のための研修システムの整備について示したもの

サ プライバシーマーク登録書の写し又は I S O 27001登録書の写し

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担

とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

2 及び 3 について参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院宿日直業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成32年 3月31日までとする。

9 変更届

申請書等を提出した者（6 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所等の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2 又は 3 の(1)、(4)若しくは(5)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の

2 第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 その他

(1) 一般競争の入札の公告

京都府公報により公告する。

(2) 問合せ先

5の(1)のイに同じ。



京都府告示第116号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第4項の規定により次のとおり認可した。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
平成30年度	第175号	奥村 善晴	南丹市	南丹市園部町埴生油田25の1ほか5筆
	第176号	岩本 成正	〃	〃 〃 〃 奈良ヶ谷27ほか7筆
	第177号	野々口 静夫	〃	〃 〃 〃 八乙女61ほか1筆
	第178号	農事組合法人 黒田営農組合	〃	〃 〃 横田家無75
	第179号	農事組合法人 アグリくまざ さ	〃	〃 〃 熊崎足田57ほか2筆

2 認可した日

平成31年 3月11日



京都府告示第117号

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項を次のように改める。

1 「京のプレミアム米」創造事業	1 おいしいお米生産対策事業 農業協同組合等が水稻の食味を向上させる取組を行うのに要する経費	2分の1以内	事業費総額の2割を超える増減	—
	2 「京の米」新マーケット拡大事業 農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者等が米の新たな販路を拡大するための栽培技術の導入、商品開発、販売促進等を行うのに要する経費	2分の1以内	事業費総額の2割を超える増減	事業主体の変更
	3 「京の米」生産イノベーション事業 農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体等が施設の長寿命化又は競争力のある米の生産を効率化するのに必要な農業機械の導入を行うのに要する経費	1 施設の長寿命化に対する支援については、4分の1以内 2 1以外の場合については、10分の4（おおむね集落全域の作業を行う組織並びに農地中間管理事業による農地集積及び先進的技術を導入する組織が行う場合については、2分の1）以内	事業費総額の2割を超える増減	1 事業主体の変更 2 機種又は性能の変更 3 機種ごとに事業量の2割を超える変更

別表中4の項を削り、5の項を4の項とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。



京都府告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条及び第6条の規定により、家畜の監視伝染病の発生を予防し、又は予察するための検査及び注射を次のとおり実施する。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 分	実施の目的	実施する 区 域	実施の対象となる家畜 又はその死体の種類及 び範囲	実施の期日	実施の方法
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血発生 予防のため	府内一円	馬	平成31年 4 月 1日から 平成32年 3 月31日まで	臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査
馬インフルエンザ 検査	馬インフルエンザ 発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及 びウイルス学的検査
ブルセラ病検査	牛のブルセラ病発 生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査
結核病検査	牛の結核病発生予 防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及 びツベルクリン検査
ヨーネ病検査	牛、めん羊、山羊 のヨーネ病発生予 防のため	〃	牛、めん羊、山羊	〃	臨床検査、血清学的検査、 細菌検査、ヨーニン検査 及びリアルタイムPCR 法による検査
伝達性海綿状脳症 検査	牛、めん羊、山羊 の伝達性海綿状脳 症の発生状況等を 把握するため	〃	〃	〃	臨床検査
			牛の死体（月齢が満96 箇月以上で死亡したも のに限る。）、めん羊 又は山羊の死体（月齢 が満12箇月以上で死亡 したものに限る。）		エライザ法による検査、 ウエスタンブロット法に よる検査及び免疫組織学 的検査
牛白血病検査	牛白血病発生予防 のため	〃	牛	〃	臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査
サルモネラ症検査	牛、めん羊、山羊、 豚、鶏、あひるの サルモネラ症発生 予防のため	〃	牛、めん羊、山羊、豚、 鶏、あひる	〃	血清学的検査及び細菌検 査
ネオスポラ症検査	牛のネオスポラ症 発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査及び血清学的検 査
アカバネ病検査	牛のアカバネ病発 生予察のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査
アイノウイルス感 染症検査	牛のアイノウイル ス感染症発生予察 のため	〃	〃	〃	〃
チュウザン病検査	牛のチュウザン病 発生予察のため	〃	〃	〃	〃
イバラキ病検査	牛のイバラキ病発 生予察のため	〃	〃	〃	〃
牛流行熱検査	牛流行熱発生予察 のため	〃	〃	〃	〃
ブルータング検査	牛のブルータング 発生予察のため	〃	〃	〃	〃
牛ウイルス性下痢 ・粘膜病検査	牛ウイルス性下痢 ・粘膜病発生予防 のため	〃	〃	〃	〃
牛アデノウイルス 感染症検査	牛アデノウイルス 感染症発生予防の ため	〃	〃	〃	〃
牛パラインフルエ ンザウイルス感染 症検査	牛パラインフルエ ンザウイルス感染 症発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚コレラ検査	豚コレラ発生予防 のため	〃	豚	〃	〃
オーエスキー病検 査	豚のオーエスキー 病発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚繁殖・呼吸障害 症候群検査	豚繁殖・呼吸障害 症候群発生予防の ため	〃	〃	〃	〃

豚流行性下痢検査	豚流行性下痢発生予防のため	府内一円	豚	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
豚丹毒検査	豚丹毒発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び細菌検査
豚胸膜肺炎検査	豚胸膜肺炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
萎縮性鼻炎検査	豚の萎縮性鼻炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
トキソプラズマ病検査	豚のトキソプラズマ病発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
山羊関節炎・脳脊髄炎検査	山羊関節炎・脳脊髄炎発生予防のため	〃	山羊	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
ニューカッスル病検査	鶏のニューカッスル病発生予防のため	〃	鶏	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	〃	〃
伝染性気管支炎検査	鶏の伝染性気管支炎発生予防のため	〃	鶏	〃	〃
伝染性喉頭気管支炎検査	鶏の伝染性喉頭気管支炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
伝染性ファブリキウス嚢病検査	鶏の伝染性ファブリキウス嚢病発生予防のため	〃	〃	〃	〃
鶏マイコプラズマ病検査	鶏マイコプラズマ病発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
ロイコチトゾーン病検査	鶏のロイコチトゾーン病発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び寄生虫検査
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病発生予防のため	〃	蜜蜂	〃	臨床検査及び細菌検査
炭疽予防注射	牛の炭疽発生予防のため	〃	牛	〃	炭疽予防液の皮下注射
気腫疽予防注射	牛の気腫疽発生予防のため	〃	〃	〃	気腫疽ワクチンの皮下注射
流行性脳炎予防注射	豚の流行性脳炎発生予防のため	〃	豚	〃	流行性脳炎（日本脳炎）ワクチンの皮下注射



京都府告示第119号

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程（昭和51年京都府告示第679号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する」を「同法第9条の政令で定める種類の」に改め、「以内」の右に「（同法第3条第1項の認定を受けた者が森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者である場合にあつては15年以内）」を加える。

## 附 則

この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
京都府立洛南病院宿日直業務 一式
- (2) 業務の内容等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
平成31年 6月 1日から平成34年 5月31日まで
- (4) 履行場所  
京都府立洛南病院

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷 2  
京都府立洛南病院事務部会計課  
電話番号 (0774) 32-5900
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成31年 3月25日（月）午前10時から  
イ 場所  
宇治市五ヶ庄広岡谷 2  
京都府立洛南病院本館 2階会議室

## 3 入札に参加する者に必要な資格

平成31年度から平成34年度までにおける京都府立洛南病院宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格の審査の申請時期、方法等を定める告示（平成31年京都府告示第115号。以下「資格告示」という。）に定める入札参加資格認定名簿に登録されている者であること。

## 4 入札参加資格審査の申請

- (1) 申請手続  
この競争入札への参加を希望する者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先  
2の(1)と同じ。

## 5 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成31年 4月19日（金）午後 1時30分
- イ 場所  
2の(2)のイと同じ。

## (2) 入札方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

## (3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の108分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

## (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
- イ 一般競争入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

## (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

## (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第 2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 8 その他

- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この入札に係る契約について、消費税及び地方消費税の税率の変更に伴い、契約金額の変更が必要となる場合は、そのことを確認した上で、別途変更契約を締結する。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
京都府立洛南病院総合管理業務 一式
- (2) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
平成31年 6月1日から平成34年 5月31日まで
- (4) 履行場所  
京都府立洛南病院

#### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2  
京都府立洛南病院事務部会計課  
電話番号 (0774) 32-5900
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
- ア 交付期間  
平成31年 3月19日（火）から平成31年 4月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- イ 交付場所  
（1）に同じ。
- ウ 交付方法  
交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時  
平成31年 3月25日（月）午前10時30分から
- イ 場所  
宇治市五ヶ庄広岡谷2  
京都府立洛南病院本館2階会議室

#### 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない

- (1) 次のアからオまでに掲げるいずれにも該当していない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（平成31年 4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は一般競争入札参加資格審査資料（以下「審査資料」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「ビル管理業務」に登録されているものであること。

- (3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (4) 次の資格を有する従業員を保有する者であること。

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する「電気主任技術者（第3種以上）」

イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する「ボイラー技士（1級以上）」

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する「危険物取扱者（乙種第4類以上）」、「防火対象物点検資格者」、「消防設備士（乙種以上）」又は「消

防設備点検資格者（１種）、（２種）」

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する「電気工事士（１種）」又はこれと同等以上の資格

オ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する「冷凍機械責任者（第３種以上）」

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する「建築物環境衛生管理技術者」

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の２第１項第２号又は第８号の登録を受けている者であること。

(6) 京都府内に本社又は営業所を設置している者であること。

(7) 病床数がおおむね200床以上の病院において、１の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成29年４月１日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(8) プライバシーマークの登録又はISO27001の登録を有する者であること。

#### 5 資格審査の申請手続

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び審査資料（以下「確認申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 確認申請書等の交付期間等

###### ア 交付期間

２の(2)のＡに同じ。

###### イ 交付場所

２の(1)に同じ。

###### ウ 交付方法

交付期間中の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に交付する。

##### (2) 確認申請書等の提出期間等

###### ア 提出期間

平成31年３月25日（月）から平成31年４月５日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

###### イ 提出場所

２の(1)に同じ。

###### ウ 提出方法

提出期間中の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

###### エ 資料等の提出

確認申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、資料等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

###### オ その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者

の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 6 参加資格を有する者の名簿への登載

４について参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院総合管理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

#### 7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、確認申請書等を提出した者に文書で通知する。

#### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、７による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成32年３月31日までとする。

#### 9 確認申請書等の記載事項の変更

確認申請書等を提出した者（６の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称並びに所在地

(2) 営業所等の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

#### 10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３又は４の(1)のＡ、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのい

れかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年 4月19日（金）午後2時30分

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の108分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

15 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この入札に係る契約について、消費税及び地方消費税の税率の変更に伴い、契約金額の変更が必要となる場合は、そのことを確認した上で、別途変更契約を締結する。



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

平成31年 3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表取締役 柴田 信  
 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヒマラヤスポーツ&ゴルフ福知山店  
 福知山市駅前町504番地ほか  
 ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヒマラヤ福知山店 福知山市福知山駅前周辺土地区画整理事業地内仮換地18街区1番、2番	ヒマラヤスポーツ&ゴルフ福知山店 福知山市駅前町504番地ほか	平 25. 12. 14 ほか	名称の変更及び所在地の確定のため
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	ジェイアール西日本不動産開発株式会社 尼崎市潮江一丁目1の60 代表取締役 森重 鉄雄	J R西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2の7 代表取締役 柴田 信	30. 7. 17 ほか	法人の名称及び住所並びに代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ヒマラヤ 岐阜市江添一丁目1の1 代表取締役 小森 裕作	株式会社ヒマラヤ 岐阜市江添一丁目1の1 代表取締役 後藤 達也	28. 11. 25 ほか	小売業を行う者の代表者の変更のため

- (2) 届出年月日  
平成31年 3月 6日
- (3) 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室  
及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- (4) 縦覧期間  
平成31年 3月19日から平成31年 7月19日まで
- (5) 意見書の提出先  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R西日本不動産開発株式会社  
大阪市北区中之島二丁目2番7号  
代表取締役 柴田 信
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド福知山店  
福知山市駅前町506番地ほか
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマダ電機テックランド福知山店 福知山市福知山駅前周辺土地区画整理事業地内仮換地16街区1、2	ヤマダ電機テックランド福知山店 福知山市駅前町506ほか	平 25. 12. 14	所在地が確定したため
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	ジェイアール西日本不動産開発株式会社 尼崎市潮江一丁目1の60 代表取締役 森重 鉄雄	J R西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2の7 代表取締役 柴田 信	30. 7. 17 ほか	法人の名称及び住所並びに代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ヤマダ電機 前橋市日吉町四丁目40の11 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダ電機 高崎市栄町1の1 代表取締役 山田 昇	20. 7. 1	小売業を行う者の住所の変更のため

- (2) 届出年月日  
平成31年 3月 6日
- (3) 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室  
及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- (4) 縦覧期間  
平成31年 3月19日から平成31年 7月19日まで
- (5) 意見書の提出先  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R西日本不動産開発株式会社  
大阪市北区中之島二丁目2番7号  
代表取締役 柴田 信
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーブデンキ東舞鶴店  
舞鶴市浜町6番地1ほか
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	J R西日本不動産開発株式会社 尼崎市潮江一丁目1の60	J R西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2の7	平 30. 7. 17	住所の変更のため

代表取締役 柴田 信  
代表取締役 柴田 信

- (2) 届出年月日  
平成31年 3月 6日
- (3) 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室  
及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- (4) 縦覧期間  
平成31年 3月19日から平成31年 7月19日まで
- (5) 意見書の提出先  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成31年 3月19日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松花堂ショッピングモール  
八幡市八幡吉原10番地の3ほか
- 2 届出者の名称及び住所  
丸菱建設株式会社  
八幡市八幡三本橋44番地の1
- 3 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出  
平成30年 9月28日
- 4 意見の概要  
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- 6 縦覧期間  
平成31年 3月19日から平成31年 4月19日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 3月19日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺40の7

(関連区域)  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺1の一部  
2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市西京区桂南巽町77の1  
株式会社ジェイネットハウジング

公 営 企 業

京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月19日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第1号

京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程

京都府公営企業公舎管理規程（昭和45年京都府公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

京都府公営企業管理事務所職員公舎	〃 2号	福知山市字石原1094
〃	〃 3号	〃
〃	〃 4号	〃
〃	〃 5号	〃
〃	長田野公舎1号	福知山市東平野町19

を

京都府公営企業管理事務所職員公舎	長田野公舎1号	福知山市東平野町19
------------------	---------	------------

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

京都府教育委員会  
教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会規則第5号

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正  
する規則

京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府  
教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」を「者（公立学校共済組合京都  
支部に加入している者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。